

千葉県海岸漂着物対策地域計画



千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」

令和5年 月

千 葉 県

目次

第1章 計画の基本的事項	1 -
1. 計画策定の目的	1 -
2. 計画の位置づけ	1 -
3. 千葉県海岸漂着物対策推進協議会	1 -
4. 計画の見直し	1 -
第2章 海岸漂着物対策に係る世界・国の動向	2 -
1. 世界の動向	2 -
(1) SDGs（持続可能な開発目標）	2 -
(2) G20（令和元年 大阪サミット）	3 -
2. 国の動向	3 -
(1) 海岸漂着物処理推進法の改正及び基本方針の変更	3 -
(2) プラスチック資源循環戦略の策定（令和元年5月）	3 -
(3) 海洋プラスチックごみ対策アクションプランの策定（令和元年5月）	3 -
(4) プラスチック製買い物袋（レジ袋）有料化（令和2年7月）	3 -
第3章 千葉県における海岸等の現況	4 -
1. 海岸の現況	4 -
2. 海岸周辺における産業	5 -
3. 河川の現況	8 -
第4章 千葉県の海岸漂着物等の現状と課題	9 -
1. 海岸漂着物等の特性等	9 -
(1) 海岸漂着物等の特性	9 -
(2) 海岸漂着物等による影響	9 -
2. 海岸漂着物対策に関する現状と課題	10 -
(1) 海岸漂着物の処理	10 -
(2) 漂流ごみ等の処理	10 -
(3) 発生抑制	10 -
(4) 多様な主体の役割分担と連携の確保	10 -
第5章 海岸漂着物対策の基本的方向性	12 -
1. 海岸漂着物等の円滑な処理	12 -
(1) 海岸管理者等の処理の責任等	12 -
(2) 市町村の要請	12 -
(3) 地域外からの海岸漂着物等に対する連携等	12 -
(4) 漂流ごみ等の円滑な処理	13 -
(5) 海岸漂着物等の適正処理等	13 -
(6) 県における技術支援等	14 -
2. 海岸漂着物等の効果的な発生抑制	14 -
(1) 3Rの推進による循環型社会の形成	14 -
(2) 海洋プラスチックごみ対策	14 -
(3) マイクロプラスチックの海域への排出の抑制	14 -

(4) 発生の状況及び原因に関する実態把握	15 -
(5) ごみ等の適正な処理等の推進	15 -
(6) ごみ等の投棄の防止等	15 -
(7) ごみ等の水域等への流出又は飛散の防止	16 -
3. 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保	16 -
(1) 県民、民間団体等、事業者等の積極的な参画の促進	16 -
4. その他の海岸漂着物対策	17 -
(1) 環境学習及び消費者教育並びに普及啓発	17 -
(2) 海岸漂着物対策活動推進員等制度の導入	18 -
(3) 国が実施する技術開発、調査研究等結果の活用及び普及	18 -
5. 関係者の役割等	18 -
(1) 県の主な役割	18 -
(2) 海岸管理者等の主な役割	19 -
(3) 市町村の主な役割	19 -
(4) 地域住民、民間団体、事業者等の主な役割	19 -
 第6章 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（重点区域）	21 -
1. 重点区域選定の考え方	21 -
2. 重点区域の選定基準	21 -
3. 重点区域として選定する海岸	21 -
(1) 銚子市	22 -
(2) 館山市	23 -
(3) 木更津市	24 -
(4) 旭市	25 -
(5) 鴨川市	26 -
(6) 富津市	27 -
(7-1) 南房総市（外房）	28 -
(7-2) 南房総市（内房）	29 -
(8) 山武市	30 -
(9) いすみ市	31 -
(10) 大網白里市	32 -
(11) 九十九里町	33 -
(12) 横芝光町	34 -
(13) 一宮町	35 -
(14) 長生村	36 -
(15) 白子町	37 -
(16) 御宿町	38 -
(17) 鋸南町	39 -
4. 重点区域における海岸漂着物対策の内容	41 -
(1) 海岸漂着物等の処理に関する事項	41 -
(2) 海岸漂着物等の発生抑制に関する事項	41 -
(3) 環境学習又は普及啓発に関する事項	41 -
 用語の解説	42 -

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の目的

この計画は、海岸漂着物^{*1}対策を総合的かつ効果的に推進するため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）及び「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、海岸漂着物対策の基本的な方向性を示すとともに、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（以下「重点区域」という。）を定め、優先的に海岸漂着物の処理を実施することにより、本県における海岸の良好な景観、多様な生物の確保、生活衛生の向上、水産資源の保全等の総合的な海岸環境の保全を図ることを目的とする。

2. 計画の位置づけ

この計画は、海岸漂着物処理推進法第14条の規定により県が作成する地域計画であり、計画に基づく施策の推進に当たっては、千葉県環境基本計画及び廃棄物処理計画等の関連計画と整合を図るものとする。

3. 千葉県海岸漂着物対策推進協議会

海岸漂着物対策は、多様な主体が参加・連携して、相互に情報を共有し、意思疎通を図りながら進めていくことが重要である。

そのため、国、県、市町村、海岸管理者等^{*2}、民間団体等で構成する千葉県海岸漂着物対策推進協議会を設置し、関係者間の円滑な意思疎通と連絡調整を図るものとする。

4. 計画の見直し

本県における海岸漂着物等^{*3}を取り巻く状況の変化等が生じた場合は、必要に応じ、千葉県海岸漂着物対策推進協議会の協議に付した上で見直しを行う。



第2章 海岸漂着物対策に係る世界・国の動向

海岸は、白砂青松の美しい浜辺等の良好な景観や、多種多様な生物が相互に関係しながら生息・生育する貴重な場ともなっている。

また、漁業活動の場や港として利用されるとともに、干拓による農地の開発等、生産や交通輸送のための空間、レクリエーション活動の場としての役割も担っている。

しかしながら、海岸には、大量の漂着物が押し寄せ、生態系を含む海岸の環境の悪化、美しい浜辺の喪失、漁業への影響等の被害が生じている。

さらに、近年では、海洋に流出する廃プラスチック類（以下「海洋プラスチックごみ」という。）やマイクロプラスチック^{※4}が生態系に与え得る影響等について関心が高まっている。

こうした状況を踏まえ、日本だけでなく、世界の国々で海岸漂着物対策に取り組んでいる。

1. 世界の動向

（1）SDGs（持続可能な開発目標）

平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されたSDGs（17のゴール、169のターゲット）では、主に表1のような海岸漂着物対策に関する目標及びターゲットが設定されている。

海岸漂着物対策は、持続可能な社会の実現のための課題の1つであり、海岸漂着物対策の主な目標である「持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する」（目標14）を達成するためには、海岸漂着物等の処理のみならず、海岸漂着物等の発生抑制の観点から、生産・消費行動における対策が求められ、（目標12）これらの対策を推進するためには多様な主体の連携・協力（目標17）が不可欠です。

表1 海岸漂着物対策に関する目標及びターゲット

関連するゴール	主なターゲット
 14 海の豊かさを守ろう	目標14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 12 つくる責任 つかう責任	目標12 持続可能な生産消費形態を確保する
 17 パートナーシップで目標を達成しよう	目標17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

出展：我々の世界を変革する持続可能な開発のための2030アジェンダ 仮訳（外務省）

(2) G 2 0 (令和元年 大阪サミット)

G 2 0 大阪サミットでは、首脳宣言の中に海洋ごみ対策が盛り込まれ、共通のグローバルビジョンとしての「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有され、「社会にとってのプラスチックの重要な役割を認識しつつ、改善された廃棄物管理及び革新的な解決策によって、管理を誤ったプラスチックごみの流出を減らすことを含む、包括的なライフサイクルアプローチを通じて、2 0 5 0 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減すること」が目標に掲げられた。

2. 国の動向

(1) 海岸漂着物処理推進法の改正及び基本方針の変更

平成30年6月に、海岸漂着物処理推進法が改正され、「漂流ごみ等^{※5}の円滑な処理の推進」、「マイクロプラスチック対策」等が盛り込まれ、令和元年5月には、同法に基づく基本方針が変更された。

(2) プラスチック資源循環戦略の策定（令和元年5月）

地球温暖化や海洋プラスチックごみ問題等の幅広い課題に対応するため「3 R + Renewable（持続可能な資源）」を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略を策定し、これに基づく施策を国として推進していくこととしている。

海洋プラスチックごみ対策については、3 R^{※6}の取組や適正なごみの処理を前提に、プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指し、犯罪行為であるポイ捨て・不法投棄撲滅を徹底するとともに、清掃活動を推進し、プラスチックの海洋流出を防止すること、海洋ごみの実態把握及び海岸漂着物等の適切な回収を推進すること等が掲げられている。

(3) 海洋プラスチックごみ対策アクションプランの策定（令和元年5月）

海洋プラスチックごみによる新たな汚染を生み出さない世界の実現のための具体的な取組として、廃棄物処理制度等による適正処理の徹底、ポイ捨て・不法投棄等の防止の推進、海岸漂着物等の回収、イノベーションによる代替素材への転換等の取組を徹底することとしている。

(4) プラスチック製買い物袋（レジ袋）有料化（令和2年7月）

(2) のプラスチック資源循環戦略の重点戦略にリデュースの徹底を位置づけており、その取組の一環として、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の関係省令で、プラスチック製買い物袋（レジ袋）有料化を義務づけ、消費者のライフスタイルの変革を促進することとしている。

第3章 千葉県における海岸等の現況

1. 海岸の現況

本県は、三方を海に囲まれ、総海岸線延長は約531kmを有している。

東には断崖絶壁で雄大な景観の犬吠埼や屏風ヶ浦、日本有数の砂浜で白砂青松の九十九里浜があり、銚子の犬吠埼や屏風ヶ浦周辺は水郷筑波国定公園、九十九里浜は県立九十九里自然公園に指定されている。

南は岩礁や砂浜が入り組み変化に富んだ景観の外房・南房総海岸があり、外房の太東崎から内房の富津岬までは南房総国定公園に指定されている。

西の東京湾沿岸には、遠浅で多様な生物が生息する貴重な干潟などが残されている。

また、太平洋に面した砂浜ではアカウミガメの産卵やハマヒルガオ等の海浜植物群生が確認されており、貴重な動植物の生息場となっている。



図1 国定公園・県立自然公園位置図

2. 海岸周辺における産業

本県の海岸は、その風光明媚な情景や豊かな自然環境が、重要な観光資源となっており、県では、「繰り返し選ばれる国際観光県 CHIBA」を目指し施策を推進している。

海岸には、一年を通して、サーフィン・水上バイク等のマリンスポーツやブルーツーリズム、釣り・潮干狩り等のレジャーに訪れる人も多く、令和元年には約96万人^{*}が海水浴場を利用しているなど、海岸周辺の観光は重要な産業となっている。

また、水産資源に恵まれ、平成29年の海面漁業漁獲量は、約12万トンと全国第8位で、すずきや伊勢エビなどは全国上位に位置しており、千葉県沿岸で育まれた恵みは、本県のみならず首都圏近郊を始めとする各地の家庭の食卓を彩り、漁業は重要な産業の一つに位置付けられている。

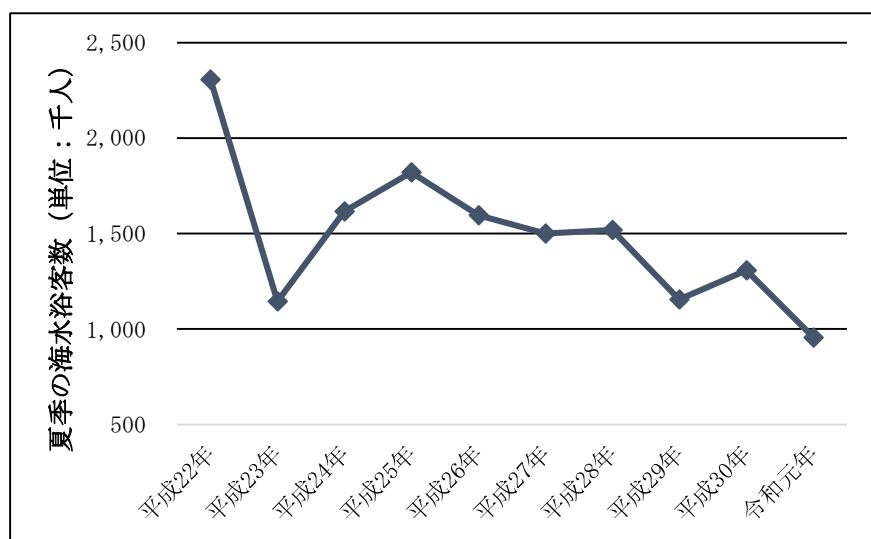


図2－1 夏季の海水浴客数の推移

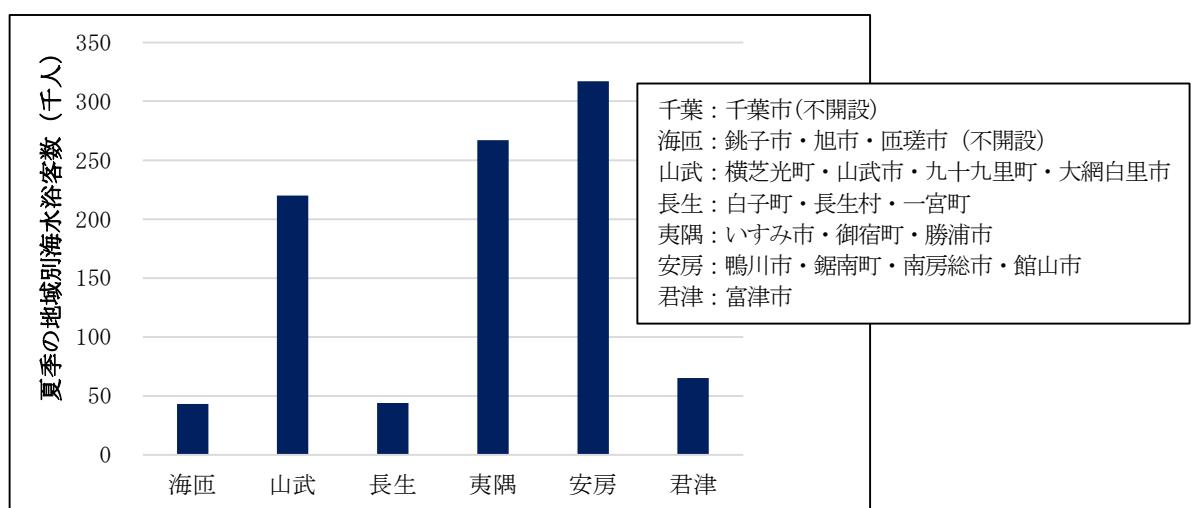


図2－2 夏季の地域別海水浴客数（令和元年度）

※夏季の海水浴客数（サーフィン等を含む年間の観光入込客数ではない。）

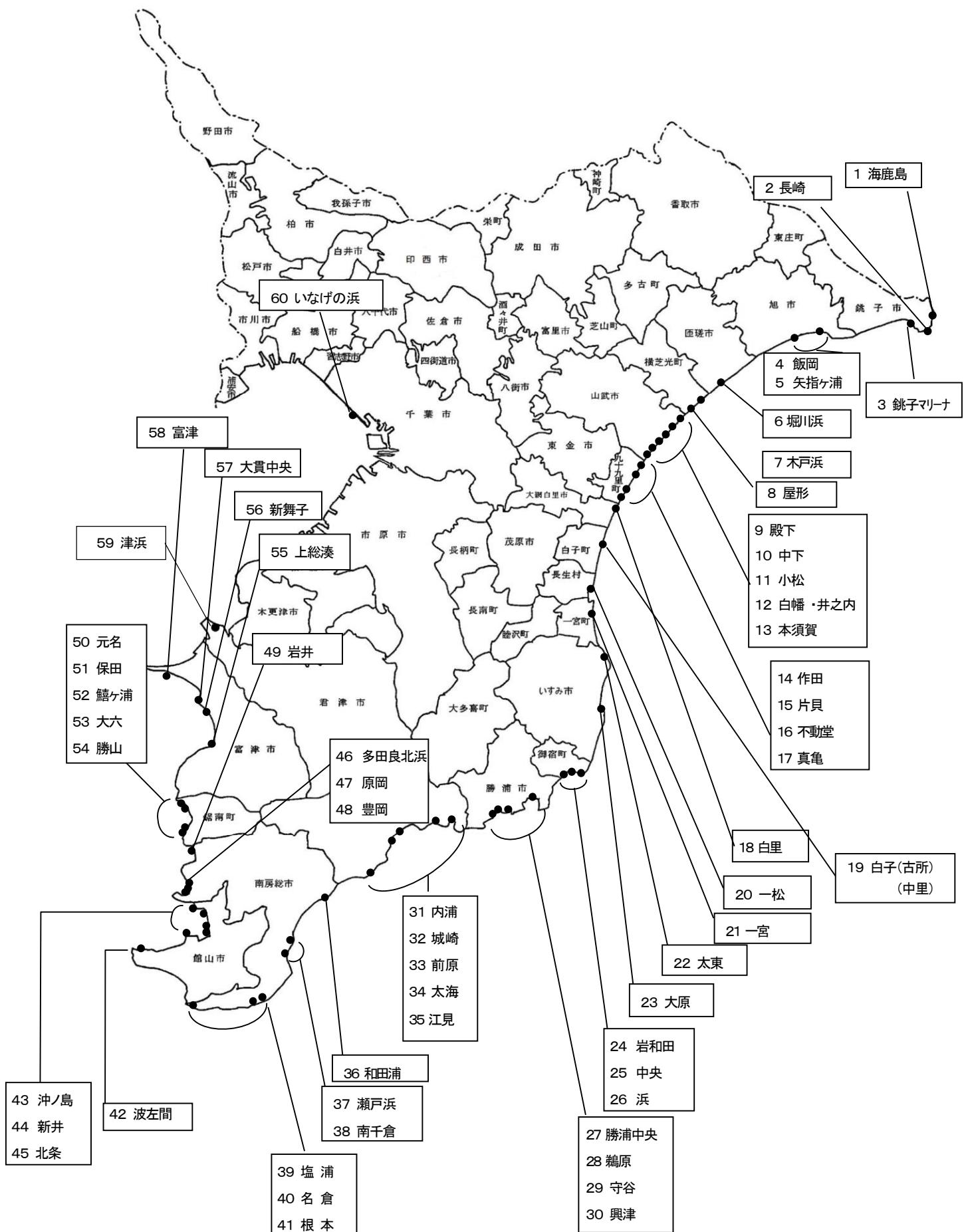


図3 海水浴場位置図

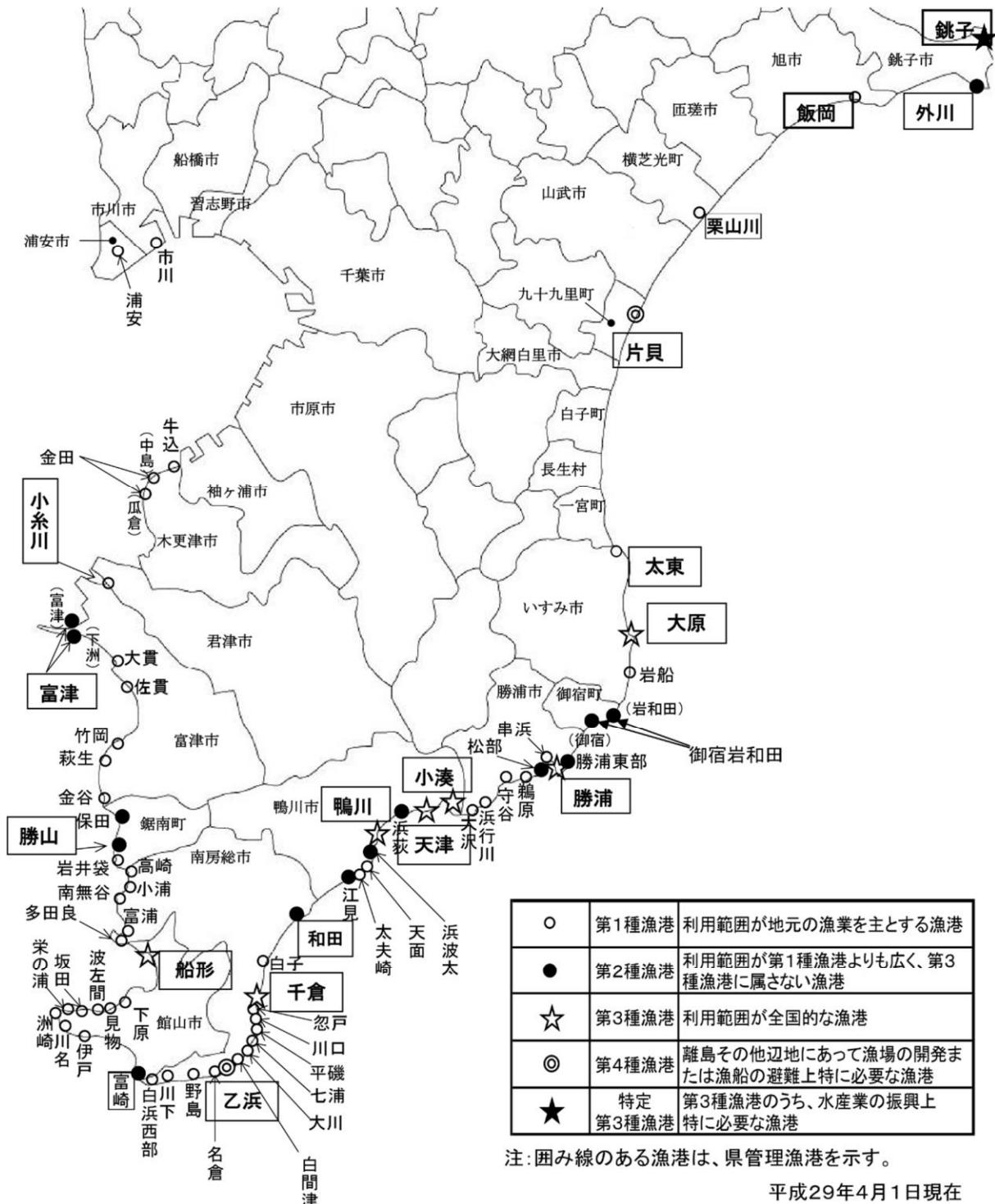


図4 漁港位置図

3. 河川の現況

本県の一級河川は、利根川水系の1水系（89河川）であり、二級河川は、60水系（137河川）存在する。

その中で、海に至る河川は表2のとおり 1級河川1水系（7河川）2級河川60水系（60河川）である。

利根川や江戸川は、上流が県外となっていることから、海域へ流出する海岸漂着物等には、県外からのごみも含まれる。

表2 本県の海に至る一級・二級河川一覧

級	河川名	源流所在地	河口所在地	県内延長(m)
1	利根川	群馬県 埼玉県 茨城県	銚子市 茨城県	100,640
	江戸川	茨城県 埼玉県 東京都	市川市	53,250
	印旛放水路	佐倉市	千葉市	18,960
	真間川	市川市	市川市	8,500
	旧江戸川	市川市	浦安市	9,250
	境川	浦安市	浦安市	4,752
2	見明川	浦安市	浦安市	1,350
	猫実川	浦安市 市川市	浦安市 市川市	1,270
	海老川	船橋市	船橋市	2,670
	高瀬川	船橋市	船橋市	820
	谷津川	習志野市	習志野市 船橋市	1,140
	菊田川	習志野市	習志野市	2,420
	浜田川	千葉市	千葉市	2,160
	都川	千葉市	千葉市	13,051
	浜野川	千葉市	千葉市	3,320
	生実川	千葉市	千葉市	2,164
	村田川	千葉市 市原市	千葉市 市原市	17,481
	養老川	大多喜町	市原市	73,391
	前川	市原市	市原市	1,500
	椎津川	市原市	市原市	4,070
	浮戸川	袖ヶ浦市	袖ヶ浦市	9,700
	小櫃川	君津市	木更津市	77,027
	矢那川	木更津市	木更津市	10,740
	鳥田川	木更津市	木更津市	7,030
	畠沢川	木更津市	木更津市	1,900
	小糸川	君津市	君津市	65,316
	岩瀬川	富津市	富津市	4,200
	小久保川	富津市	富津市	2,200
	染川	富津市	富津市	5,700
	湊川	富津市	富津市	33,136
	百弧川	富津市	富津市	1,000
	金谷川	富津市	富津市	1,650
	元名川	鋸南町	鋸南町	2,250
	保田川	鋸南町	鋸南町	4,900

級	河川名	源流所在地	河口所在地	県内延長(m)
	佐久間川	鋸南町	鋸南町	10,500
	岩井川	南房総市	南房総市	3,900
	岡本川	南房総市	南房総市	6,505
	平久里川	南房総市	館山市	19,472
	汐入川	館山市	館山市	3,800
	長尾川	南房総市	南房総市	7,600
	川尻川	南房総市	南房総市	1,000
	瀬戸川	南房総市	南房総市	7,500
	丸山川	南房総市	南房総市	13,878
	温石川	南房総市	南房総市	8,600
	三原川	南房総市	南房総市	11,500
	長者川	南房総市	南房総市	2,600
	洲貝川	鴨川市	鴨川市	3,700
	曾呂川	鴨川市	鴨川市	5,400
	加茂川	鴨川市	鴨川市	22,250
	待崎川	鴨川市	鴨川市	2,400
	二夕間川	鴨川市	鴨川市	5,650
	神明川	鴨川市	鴨川市	1,500
	大風沢川	鴨川市	鴨川市	7,650
	開戸川	鴨川市	鴨川市	1,200
	墨名川	勝浦市	勝浦市	830
	清水川	御宿町	御宿町	1,800
	塩田川	いすみ市	いすみ市	3,670
	夷隅川	勝浦市	いすみ市	65,063
	一宮川	長柄町	長生村	30,327
	南白亜川	大網白里市	白子町	17,498
	堀川	大網白里市	大網白里市	4,500
	真亀川	東金市	九十九里町	15,400
	作田川	山武市	九十九里町	18,218
	木戸川	芝山町	山武市	20,900
	栗山川	佐原市	横芝光町	33,743
	新川	東庄町	匝瑳市	20,418
	小畠川	銚子市	銚子市	1,220

出典：千葉県HP「県内の一級河川・二級河川」

※他県から流入している河川については経由している都道府県も記載している。

第4章 千葉県の海岸漂着物等の現状と課題

県では、海岸漂着物の円滑な処理とその発生抑制、多様な主体の役割分担と連携の確保を施策の柱として、これまで海岸漂着物対策を進めてきたが、依然として多くの海岸漂着物等が存在する。

また、漂流ごみ等が船舶の航行の障害や漁業操業上支障が生じている等、解決すべき課題があるほか、自然災害の頻発化、激甚化など海岸漂着物等を取り巻く状況にも変化がみられている。

1. 海岸漂着物等の特性等

(1) 海岸漂着物等の特性

本県の海岸漂着物等は、流竹木及び海藻などの自然物や、ペットボトル・食品の容器包装などの生活系ごみや、事業活動に利用されていた漁網、ブイ、廃ビニールなどの事業系ごみ等、多種多様なものがあるが、山、川、海へとつながる水の流れによる流下物が主である。特に県中央部から南部地域の河川流域では山林・竹林等が形成されており、大雨や台風の後などに多量の流竹木等が度々見られるとともに、海からは波浪等により海藻が多量に漂着しており、その処理に苦慮している状況である。そのほか、不法投棄によるごみの散乱も見られる。

これら海岸漂着物等は、表3のような性質を有しております、回収・処分が困難な場合がある。

表3 海岸漂着物等の性質

	海岸漂着物	漂流ごみ等
性質	岩礁海岸、防波堤、消波ブロックの付近など アクセスしにくい場所にも漂着するため、 回収が困難である	漂流している又は海底に存するごみであり、 その分布範囲も広範であるため、回収が困難 である
	砂や水分、塩分が付着しており、処理施設の能力上、処分が困難な場合がある	
	大木等の大型のごみは人の手での回収・運搬が困難である	
	プラスチックごみは、紫外線等の原因により劣化し、マイクロプラスチックとなり、 回収は極めて困難である	

(2) 海岸漂着物等による影響

海岸漂着物等により、表4のように海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境に深刻な影響が生じることが懸念される。

表4 海岸漂着物等による影響

	海岸漂着物	漂流ごみ等
影響	景観悪化による環境資源の価値の低下 ⇒地域経済の打撃となるうえ、ごみの回収には大変なコストがかかる。	生態系への影響 ⇒プラスチックごみによる負傷や誤食など、 水生生物への危害が生じる。 また、マイクロプラスチックは、食物連鎖によって生態系全体へ影響を及ぼすおそれがある。
	安全な海岸の喪失 ⇒流竹木や医療廃棄物等の危険物が存在するため、海水浴等を楽しむ上で危険が生じる。	漁業被害 ⇒漁船・漁具の損傷、航行への支障、漁獲物への混入などが生じる。

2. 海岸漂着物対策に関する現状と課題

(1) 海岸漂着物の処理

- ① 県内海岸の維持管理のため、海岸管理者等が海岸保全施設^{※7}の機能維持に支障のある海岸漂着物を回収・処理をしている。
- ② 海水浴場の開設等に伴い、市町村による観光協会等への委託での海岸漂着物の回収のほか、地域住民や民間団体等のボランティア活動による回収が行われるケースもある。
- ③ 多くの市町村では、こうした活動を継続していくため、ボランティアに対して、資材の支給や回収された海岸漂着物の収集・処分などのボランティア支援が行われている。
- ④ 地域住民等によるボランティア活動は主に人力で行われていることから、流竹木等の大きな海岸漂着物の回収に限界がある。
- ⑤ 近年、自然災害の頻発化及び激甚化により、多くの海岸漂着物が確認され、迅速な処理が求められており、市町村及び海岸管理者等が委託等により回収・処理を行っている。
また、他都県で発生したごみが、千葉県の海岸に漂着する事例が発生しており、各都県間での連携を図る必要がある。

(2) 漂流ごみ等の処理

- ① 漁港や港湾は、各管理者が維持管理のため、漁港施設や港湾施設の機能維持に支障のある漂流ごみ等の回収・処理を行っている。
- ② 特に東京湾は、他海域にごみが流れ出しにくく、ごみが溜まりやすいことから、県の支援のもと、漁業者が、漁業操業上支障となる漂流ごみ等の回収・処理を行っている。
- ③ 近年、自然災害の頻発化及び激甚化により、漁場や漁港、港湾内に多くの漂流ごみ等が確認されており、迅速な処理が求められている。
また、他都県で発生したごみが、千葉県の海域に漂流する事例が発生しており、各都県間での連携を図る必要がある。

(3) 発生抑制

海岸漂着物等は、日常生活に伴って発生した生活系ごみや、産業活動に伴って発生した事業系ごみが多く含まれている。また、不法投棄と思われるものも未だ見受けられる。

そのため、海岸漂着物問題は、海岸を有する地域のみならず、すべての地域において共通の課題であるとの認識に立ち、ごみの発生抑制に努めることが必要であり、3Rの推進によるごみの減量・再生利用や、不法投棄の防止等の環境学習^{※8}や普及啓発に努めることが必要である。

(4) 多様な主体の役割分担と連携の確保

- ① 海岸漂着物は、山、川、海へとつながる水の流れを通じて漂着するものであるため、海岸漂着物問題においては、海岸を有する地域だけではなく、すべての地域の県民の協力が不可欠である。
- そのため、海岸漂着物問題に関する県民の意識の高揚が図られ、県民や民間団体等による自主的かつ積極的な取組が促進されることが重要である。
- ② 地域住民や民間団体のボランティア活動による海岸清掃は、海岸の清潔保持のみならず、自治体の財政負担を軽減することにも貢献しており、海岸環境の保全を図る上で不可欠なものとなっているが、人口の減少や高齢化で、地域住民の活動がこれまでのように期待できない地域が出てきている。
- そのため、住民の取組を支援しながら、地域の実情に即した持続的な連携・協力体制を構築することが重要である。
- ③ 県民や民間団体等は、それぞれの問題意識や関心等に応じて自発的な意思のもとで海岸漂着物対策への取組に参加するものであるため、活動を始めるきっかけや活動を継続していく動機となるものが必要である。
- ④ 県では、行政と共に地域住民等が地域づくりの一員・担い手となって県の河川や海岸の環境保全活動に携わっていく「千葉県河川海岸アダプトプログラム」^{※9}により、住民と行政のパートナーシップの体制づくりを進めている。



サーフィン（一宮町）



九十九里浜

第5章 海岸漂着物対策の基本的方向性

海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の円滑な処理とその効果的な発生抑制を施策の両輪とし、多様な主体の適切な役割分担と連携の確保を通じて、海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全を図るものとする。

1. 海岸漂着物等の円滑な処理

海岸漂着物等により、現に海岸の景観や生活・自然環境・海洋環境の保全に支障が生じている地域においては、まず、海岸漂着物等の処理を進めることが必要である。

このような観点から、海岸漂着物処理推進法に基づき、以下の基本的事項に留意して、海岸漂着物等の円滑な処理に努めるものとする。

(1) 海岸管理者等の処理の責任等

① 海岸管理者等の処理

海岸管理者等は、管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件に応じて、海岸漂着物等の量及び質に即し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じるものとする。

その際には、海岸漂着物対策の経緯や地域の実情等を踏まえ、海岸漂着物等の回収や処分等に関する地域の関係者間で適切な役割分担に努めるものとする。

また、海岸管理者等ではない海岸の土地の占有者（占有者がない場合には管理者。以下「占有者等」という。）は、その占有し、又は管理する海岸の土地の清潔が保たれるように努めるものとする。

② 市町村の協力

市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じて海岸管理者等や占有者等と連携して海岸漂着物等の回収を行うことや、回収された海岸漂着物等を市町村等の廃棄物処理施設で処分することなど、海岸管理者等又は占有者等に協力するものとする。

なお、海岸漂着物等の処理に係る市町村の協力の在り方については、海岸漂着物対策の経緯や体制、海岸漂着物等の実態等、地域の実情を踏まえ、関係者間で合意形成を図るものとする。

(2) 市町村の要請

市町村は、海岸管理者等が管理する海岸の土地に海岸漂着物等が存在することに起因して地域住民の生活や漁業等の経済活動に支障が生じていると認めるときは、海岸漂着物処理推進法第18条に基づき、当該海岸管理者等に対し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じるよう要請することができる。

なお、要請を受けた海岸管理者等は、当該要請の趣旨を踏まえて、その内容を検討し、必要があると判断する場合には、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じるものとする。

(3) 地域外からの海岸漂着物等に対する連携等

① 他都県知事への協力の求め

海岸漂着物等は、山、川、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着するものや、潮流や波浪の影響などを受けて、他の都県から漂着するものもあることから、流域圏

で内陸から沿岸に渡る関係主体が一体となって海岸漂着物対策を行うことが不可欠である。

このため、県は、海岸漂着物処理推進法第19条第1項に基づき、海岸漂着物等の発生状況を把握し、海岸漂着物等の多くが他の都県の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、海岸管理者等の要請に基づき、他の都県知事に対して海岸漂着物等の処理やその発生抑制等に関する協力を求める。

また、海岸管理者等の要請に基づく場合のほか、他の都県知事の協力を必要とする状況が生じていると判断する場合には、同項に基づき、海岸管理者等の意見を聴いた上で、他の都県知事に協力を求める。

なお、他都県知事に協力を求める場合は、必要に応じて、国にあっせんを求める。

② 他都県への協力

他の都県知事から協力を求められた場合には、その協力依頼の趣旨を踏まえて、協力を求めた都県知事と情報共有し、必要があると判断した場合には、海岸漂着物等の処理及びその発生抑制等のために、所要の必要な措置を講じる。

(4) 漂流ごみ等の円滑な処理

漂流ごみ等が、地域住民の生活に影響を及ぼす場合や、漁業や観光業などの経済活動に支障を及ぼしている場合には、県、海岸管理者等及び市町村等が連携・協力を図りつつ、日常的に海域を利用する漁業者等の協力を得るなどして、処理の推進を図るよう努める。

(5) 海岸漂着物等の適正処理等

① 海岸漂着物等の適正処理

回収された海岸漂着物等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）に基づいて適正に収集、運搬及び処分を行うものとする。

なお、処理に当たっては、流竹木を堆肥化や燃料化するなど、可能な限りバイオマスとしての活用を図るものとする。

② 不法投棄物の適正処理

海岸漂着物等が不法投棄等によって生じたものであって原因者の特定が可能な場合には、海岸漂着物処理推進法の規定にかかわらず、廃棄物処理法その他の関係法令の規定により、当該原因者の責任においてその処理がなされるよう必要な措置を講じる。

③ 船舶から流出した油等の措置

船舶から流出した油や有害液体物質については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等に基づいて防除措置等の適切な実施を図る。

④ 災害で発生した海岸漂着物等の機動的な処理

県、海岸管理者等及び市町村は、洪水や台風等の自然災害に起因して発生した海岸漂着物等の処理について、国と連携し、廃棄物処理法及び災害関連制度の活用等による緊急的な処理が円滑かつ機動的に実施できるように努める。

⑤ 国への協力の求め

県は、海岸漂着物等が存在することに起因して地域の環境の保全上著しい支障が生じるおそれがあると認め、特に必要がある場合には、環境大臣その他の関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物等の処理に関する協力を求める。

(6) 県における技術支援等

県は、海岸管理者等や占有者等による海岸漂着物等の円滑な処理が推進されるよう、これらの者に対し、海岸漂着物等の処理に必要な資料及び情報の提供、技術的支援等を行うものとする。

また、市町村が海岸漂着物等の処理に関して海岸管理者等に協力する場合にも、海岸管理者等への支援等の一環として、当該市町村に対しても技術支援等を行う。

2. 海岸漂着物等の効果的な発生抑制

海岸漂着物対策では、海岸漂着物等の円滑な処理だけでなく、海岸漂着物等を発生させないための取組が重要である。

千葉県の海岸漂着物は、山、川、海へとつながる水の流れによる流下物が主であることから、海岸を有する地域のみならず、すべての地域において共通の課題であるとの認識に立ち、3Rの推進、環境学習及び消費者教育、普及啓発等を通じて、その効果的な発生抑制に努めるものとする。

(1) 3Rの推進による循環型社会^{※10}の形成

県、海岸管理者等及び市町村は、循環型社会形成推進基本法に規定する基本原則に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律などの各種リサイクル法の適切な実施をはじめ、3Rの推進を図り、ごみの発生抑制とごみの適正な処分を確保することによって循環型社会の形成に努めるものとする。

(2) 海洋プラスチックごみ対策

海洋プラスチックごみ対策としては、陸域で発生したごみが河川その他の公共の水域を経由する等して海域に流出又は飛散することに鑑み、海洋プラスチックごみ問題の正しい理解促進や、ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品のリデュースなどによる経済的・技術的に回避可能なプラスチック類の使用の削減、リユース容器・製品の利用促進等により、廃プラスチック類の排出の抑制に努めることが重要である。

このため、県、海岸管理者等及び市町村は、県民に海洋プラスチックごみ問題の正しい理解を促し、違法行為である不法投棄・ポイ捨て撲滅を図るよう努める。

事業者は、事業活動においてプラスチック原料等が廃棄物等となることを抑制すること、循環的な利用^{※11}が行われていない循環資源^{※12}について自らの責任において適正に処理すること等により、廃プラスチック類の排出が抑制されるよう努めるものとする。

(3) マイクロプラスチックの海域への排出の抑制

微細なプラスチック類であるマイクロプラスチックは、回収・処分が困難であり、生態系への影響など海洋環境に深刻な影響を及ぼすことから、海域に流出しないよう、通常の用法に従った使用の後に河川その他の公共の水域又は海域に排出される製品の使用や廃プラスチック類の排出を抑制することがマイクロプラスチック対策の要である。

事業者は、マイクロプラスチックの海域への流出が抑制されるよう、洗い流しのスクラブ製品に含まれるマイクロビーズの削減を徹底するなど、通常の用法に従った使用の

後に河川その他の公共の水域又は海域に排出される製品へのマイクロプラスチックの使用の抑制に努める。

また、マイクロプラスチックについては、その発生の状況や分布実態、生態系や人の健康への影響について未解決な部分が多いため、国の実態把握等を注視し、必要な対策を検討する。

(4) 発生の状況及び原因に関する実態把握

①海岸漂着物組成調査の実施

県は、海岸漂着物等の効果的な発生抑制に係る施策を的確に企画し、実施するためには、外房地域及び内房地域各1か所において、年1回、海岸漂着物の性状、経年的な量の推移、発生の状況や原因等を把握する調査を行う。

②情報の共有

県、海岸管理者等及び市町村は、海岸漂着物組成調査の結果等について、千葉県海岸漂着物対策推進協議会等で情報を共有するとともに、インターネット等を活用してわかりやすく県民に広報し、海洋プラスチックごみを含む海岸漂着物等の問題に関する普及啓発を図るよう努める。

(5) ごみ等の適正な処理等の推進

生活系ごみや事業系ごみが適正に処理されなければ、その一部が海岸漂着物等になるおそれがある。特に廃プラスチック類やマイクロプラスチックの海域への流出が海洋環境に深刻な影響を与えるおそれがあることから、廃棄物の適正な処理を徹底することが必要である。

そのため、県民は、生活系ごみの減量化や再生品の使用等の取組によって、日常生活に伴うごみ等の発生抑制に努めるとともに、日常生活で生じたごみ等をなるべく自ら処理することやリサイクルのための分別収集への協力等の取組を通じて海岸漂着物等の発生抑制に努めるものとする。

事業者は、その事業活動に伴って生じるごみのリサイクル等を図るとともに適正に処理することにより、海岸漂着物等の発生抑制に努めるものとする。

(6) ごみ等の投棄の防止等

①不法投棄・ポイ捨てに関する規制措置の実施

ごみ等の不法投棄・ポイ捨てについては、廃棄物処理法や海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等に基づき規制されていることから、県、海岸管理者等及び市町村は、海岸漂着物等の発生抑制を図るため、陸域や海域におけるごみ等の不法投棄・ポイ捨てに関する規制措置の適切かつ着実な実施に努める。

②県民の意識の高揚とモラルの向上

県、海岸管理者等及び市町村は、環境学習及び消費者教育の推進やインターネットやパンフレット等の広報手段を通じて、海岸漂着物等の実態や不法投棄・ポイ捨て等が海洋汚染を引き起こすこと、特に廃プラスチック類がマイクロプラスチックとなって海洋に流出した場合に、生態系に影響を及ぼすおそれがあること等を県民に周知することなどにより、発生抑制の呼びかけを効果的に進め、広く県民の環境保全に対する意識の高揚とモラルの向上を図るよう努める。

③陸域等における投棄の防止

県、海岸管理者等及び市町村は、森林、農地、市街地、河川、海岸等、我々の日常の暮らしに関わる場所で、パトロール等の監視活動の実施による不法投棄・ポイ捨ての抑制や早期発見、警告看板の設置、地域における継続的な清掃活動の実施によるごみ等の投棄がしにくい地域環境の創出等に必要な措置を講じるものとする。

(7) ごみ等の水域等への流出又は飛散の防止

県民及び事業者等は、その所持する物が水域等へ流出又は飛散しないように、また船舶等を放置することにより海域に流出しないよう、その所持する物や管理する森林・里山・農地等の適正な維持・管理により、海岸漂着物等の発生抑制に努めるものとする。

また、県、海岸管理者等及び市町村は、河川その他の公共の水域を経由する等して海域に流出又は飛散することの防止を図るため、地域の住民との連携による清掃活動の実施等に取り組むほか、土地の管理者等に対し、土地の適正な管理等に関し必要な助言及び指導を行うよう努める。

併せて、イベントや露天の営業等、一時的な事業活動が行われる土地の管理者等は、当該事業活動を行う者に対して、事業活動に用いる器材等の適切な管理やごみ等の適正な処分に関し必要な要請を行うことにより、これらの事業活動に伴って生じるごみ等の流出又は飛散の防止に努めるものとする。

また、漁具等の海域で使用される資材については、非意図的な流出が可能な限り発生しないよう、事業者はこれらの資材の点検等、日頃からの流出防止対策に努めるものとする。

県、海岸管理者等、市町村及び事業者団体は、これらの事業者の取組について、必要な助言及び指導を行うよう努める。

3. 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

海岸漂着物対策は、国、県、海岸管理者等、市町村、県民、民間団体等、事業者、研究者等の多様な主体が、適切な役割分担の下で、それぞれの立場から自主的かつ積極的に取組を進めるとともに、各主体は相互に情報を交換しつつ連携・協力を図るものとする。

(1) 県民、民間団体等、事業者等の積極的な参画の促進

県、海岸管理者等及び市町村は、海岸漂着物等の問題に関する知識の普及やボランティアに関する情報の提供等を行うとともに、地域の関係者からの相談や照会を受けること等を通じて、地域の民間団体等や事業者等も含めた幅広い関係者の取組の円滑な展開を促す。

① 自発的な意思の尊重と公正性・透明性の確保

県、海岸管理者等及び市町村は、県民や民間団体等との連携に際しては、その自発性や主体性を尊重し、様々な主体が相互理解や信頼関係の下に自発的な意欲をもって活動に参画し、相互に連携していくために、各主体間における公正性や透明性の確保に配意しつつ施策を進めるものとする。

② 民間団体等との緊密な連携と活動の支援

ア 民間団体等との緊密な連携

民間団体等は、地域に根付いた海岸の清掃活動の展開や、幅広いネットワーク、海岸漂着物等の実態や回収手法等に関して豊富な知見を有している等、海岸漂着物等の問題の解決に向けた様々な活動が行われており、重要な役割を果たしている。

県、海岸管理者等及び市町村は、海岸漂着物対策の推進にあたり、地域に貢献するとともに重要な役割を果たしている民間団体等と緊密な連携を確保することが必要であり、民間団体等による活動の充実に向けて広報活動、調査研究等の結果及び各種の助成制度等の情報提供及び技術的助言を行い民間団体等の活動の支援に努める。

イ 民間団体等の知見等の活用

県、海岸管理者等及び市町村は、千葉県海岸漂着物対策推進協議会等の機会を活用して民間団体等との連携を図り、これらが有する知見やネットワーク等を活用するよう努める。

ウ 民間団体等の活動における安全性の確保

県、海岸管理者等及び市町村は、民間団体等が行う海岸漂着物等の回収に際し、的確かつ安全に実施するため、医療廃棄物やガスボンベ等の危険物に対する必要な情報の提供や、危険物管理等に関する知識の普及、技術的支援、助言等を行い、回収における安全性の確保に努める。

4. その他の海岸漂着物対策

(1) 環境学習及び消費者教育並びに普及啓発

海岸漂着物等は県民生活に起因するところが多いことから、海岸漂着物等の円滑な処理やその発生抑制について、すべての県民が当事者意識を持ち、自主的・積極的な取組を行うよう促すことが重要である。

① 環境学習及び消費者教育の推進

県及び市町村は、県民一人ひとりが海岸漂着物等の問題についての理解を深め、その意識を高めるとともに、消費行動において適切な商品選択や廃棄物処理を実践するよう、海岸の環境保全等に関する環境学習や消費者教育の推進に必要な施策を講ずるよう努める。

事業者は、それぞれの消費者が具体的な商品選択の際に、海岸漂着物等の発生抑制を考慮した製品等を選択することが可能となるよう、例えば「バイオプラスチックを使用している」等、消費者へ適切な情報発信を行うよう努める。

② 普及啓発

県、海岸管理者等及び市町村は、様々な主体が連携して海岸漂着物対策に取り組むために、インターネット、パンフレット等を活用して、地域住民や民間団体等に対し、地域における海岸漂着物等の実態や海岸漂着物対策の実施状況等について積極的かつ効果的な周知を図る等、普及啓発に努める。

③ 環境学習等及び普及啓発における民間団体等の知見等の活用

県、海岸管理者等及び市町村は、自主的に清掃キャンペーン等を行っている民間団体等と連携を図り、環境学習や消費者教育、普及啓発に際して、その有する豊富な知見やネットワークの活用に努める。

(2) 海岸漂着物対策活動推進員等制度の導入

海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体は、県、海岸管理者等、市町村が行う海岸漂着物対策への協力を担う主体であり、地域のパートナーシップづくりの中核的主体の一つとしての役割が期待される。

県は、海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体が住民や民間団体への情報提供や海岸漂着物等の処理等に関する助言等による関係者間の連携の確保や普及啓発に際し重要であるとの認識を持ち、将来的な制度導入について検討するものとする。

(3) 国が実施する技術開発、調査研究等結果の活用及び普及

① 効率的・効果的な回収方法の活用

県、海岸管理者等、市町村は、国が推進する海岸漂着物等の効率的かつ効果的な回収に向けた手法の調査研究結果等を積極的に活用するよう努める。

② 海岸漂着物等の処分等に関する技術の活用

県、海岸管理者等、市町村は、国が推進する多種類の物質を含む海岸漂着物等の適正かつ効率的な処分に係る処理技術の研究や技術開発、循環型社会にふさわしい最適な処理やリサイクル技術に関する調査研究結果等を積極的に活用するよう努める。

③ 海岸漂着物等の状況の実態把握や発生原因の究明に関する手法の活用

県、海岸管理者等及び市町村は、国が推進する海岸漂着物等の状況の実態把握や発生原因の究明に関する手法について調査研究結果等を積極的に活用するよう努める。

また、国が推進するマイクロプラスチックの効率的な把握手法の開発や、海域、河川や湖沼等の公共の水域における分布実態、生態系等への影響の把握に係る調査研究結果等を積極的に活用するよう努める。

④ 国の調査研究等への協力

県、海岸管理者等及び市町村は、国が推進する海岸漂着物等に係る調査研究等に協力する。

⑤ 調査研究結果等の普及等

県、海岸管理者等及び市町村は、国が推進する海岸漂着物等に係る調査研究結果等の普及に努める。

5. 関係者の役割等

海岸漂着物対策の推進には、環境保全に対する県民の意識の高揚とモラルの向上を図りつつ、国、県、海岸管理者等、市町村、地域住民、民間団体等、事業者等の多様な主体が、それぞれの取組等を尊重し、関係者の適切な役割分担や相互の連携の下、継続した取組を進めることが必要である。

(1) 県の主な役割

- ① 広域的な観点から、県全体の地域計画を作成して進行管理を行うとともに、海岸管理者等、市町村等と協議の上、関係者間の役割分担、協力体制を構築する。
- ② 海岸漂着物対策に関する情報等の収集に努め、千葉県海岸漂着物対策推進協議会等を活用し関係者間で情報の共有を図り、継続した取組を支援する。

③ 環境学習及び消費者教育の推進やインターネット、パンフレット等の広報手段を活用し、海岸漂着物問題等について普及啓発の実施に努める。

(2) 海岸管理者等の主な役割

- ① 管理する海岸の状況を把握し、管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件に応じて、海岸漂着物等の量及び質に即し、海岸漂着物等の処理のため、関係者等の協力を得て必要な措置を講じるものとする。
 - ② 市町村等と協力し、地域住民や利用者等が自主的・積極的に海岸清掃活動に取り組めるような支援措置や環境づくりに努める。
-

(3) 市町村の主な役割

- ① 市町村は、地域住民と深い繋がりを持つことから、地域に密着した環境づくりを進める上で、重要な役割を担っており、地域の実状に応じた目標や取組の方向等を明らかにすることや、県や海岸管理者等との連携により、地域の自主的・積極的な活動を支援していくことが望まれる。
 - ② 具体的には、環境学習及び消費者教育の推進やインターネット、パンフレット等の広報手段を活用した普及啓発を行うとともに、年間の地域活動状況を把握し、広く地域住民の協力を得るような広報活動並びに地域独自の活動の推進や、きめ細やかなサポートが考えられる。
 - ③ 海岸漂着物等の回収・運搬や市町村施設等でのごみの処分などの海岸管理者等への協力が望まれる。
-

(4) 地域住民、民間団体、事業者等の主な役割

- ① 県民一人ひとりが日常生活において3Rに取り組み、ごみの削減を推進するとともに、里山や河川、海岸の清掃活動等に自主的・積極的に参加することにより環境への意識の高揚を図り、良好な海岸環境を守っていくことが求められる。
- ② 事業者等においては、廃プラスチックの適正処理及び排出抑制の徹底や、社会貢献の一環として、海岸清掃活動等への参画や支援等が望まれる。
- ③ 民間団体等においては、豊富な経験に基づく知見やネットワークを活用し、県及び市町村等と連携して、海岸漂着物等の発生抑制に関する普及啓発等に参画することが望まれる。

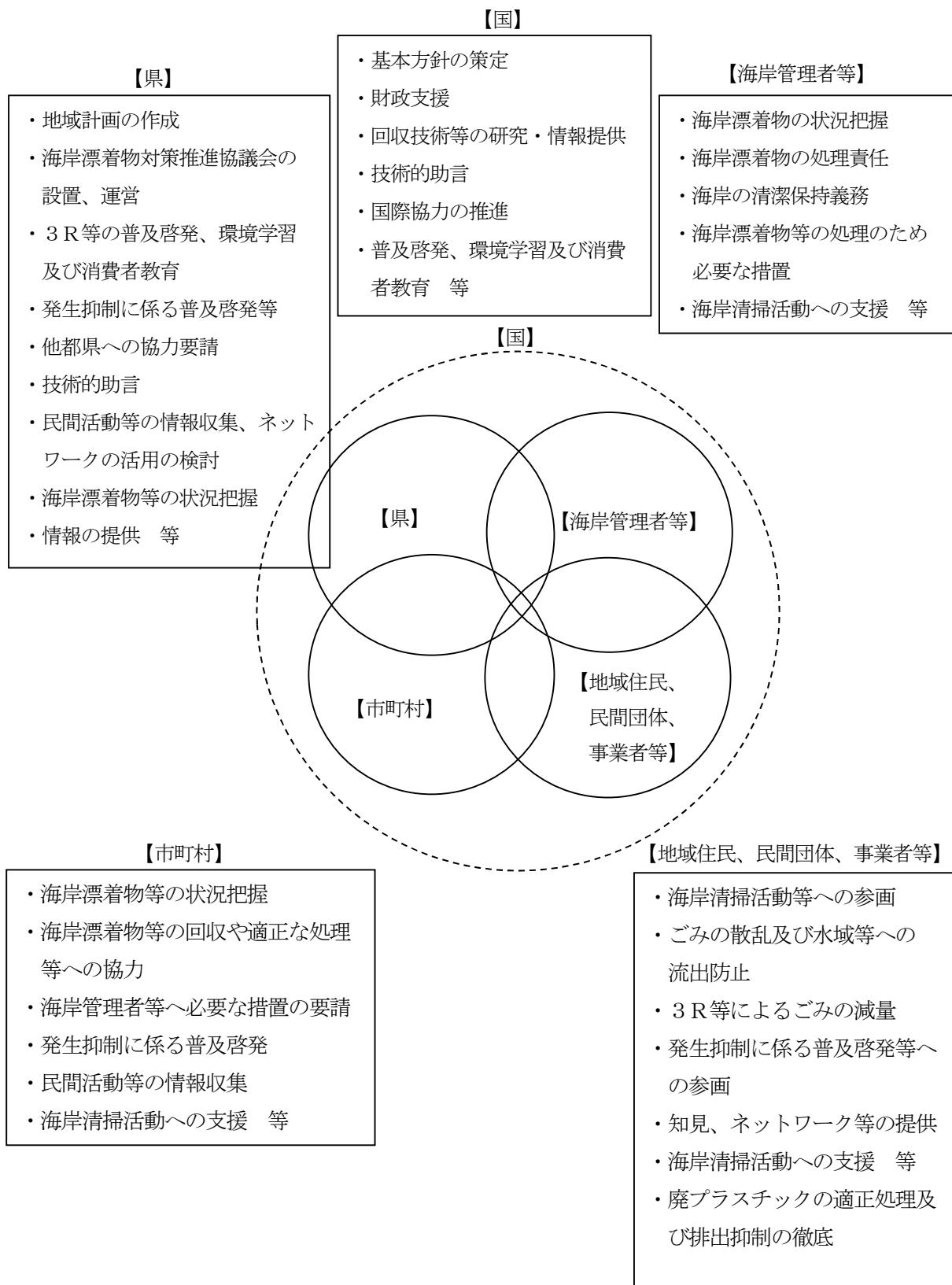


図5 関係者の役割分担及び相互協力のイメージ

第6章 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域(重点区域)

1. 重点区域選定の考え方

県内の総海岸延長は約531kmにも及び、流竹木等の自然物、生活系ごみ、事業系ごみ等、多種多様な物が潮流の影響及び地形的な要因から漂着しており、一部の地域では通常の海岸清掃では対処しきれず、海岸漂着物が現在も多量に残存している状況も見られ、海岸の景観や自然環境及び地域生活に大きな影響を与えている。

のことから、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域(重点区域)を選定し、優先的に海岸漂着物の処理を実施することにより、海岸における良好な景観及び環境の保全を図るものとする。

また、他の区域の範となるケースを示すことにより、将来の海岸漂着物対策の効率的な施策に繋げるものとする。

2. 重点区域の選定基準

重点区域の選定は、沿岸市町村からの意見聴取や海岸漂着物の詳細調査・現地調査等の結果を踏まえ、海岸漂着物の状況のほか、海岸の景観、生態系等の自然的条件や、海岸の利用状況、経済活動等の社会的条件を総合的に勘案して判断する。

具体的には、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する海岸の区域とする。

(1) 海岸漂着物の状況

次に掲げる評価基準に該当する海岸。

評価指標	評価基準
海岸漂着物の状況	多量の海岸漂着物が定常的に集積し、通常の海岸清掃活動だけでは回収・処分が困難な海岸

(2) 海岸の自然的・社会的条件

次のいずれかの評価指標において、評価基準に該当する海岸。

評価指標	評価基準
自然的条件	保全すべき貴重な地形や良好な景観を有し、または保全すべき希少な動植物が生息する海岸

評価指標	評価基準
社会的条件	海水浴場、潮干狩り、保養地等の観光資源、漁業等の経済活動や、環境学習等の場として利用される海岸

3. 重点区域として選定する海岸

沿岸市町村の海岸漂着物の詳細調査及び現地調査結果等を踏まえ、千葉県の重点区域の選定基準に照らし、以下の区域を選定する。

(1) 銚子市

【海岸名】銚子漁港海岸、君ヶ浜海岸、酉明浦海岸 L=約7, 100m



図 6－1 重点区域位置図 (铫子市)

① 海岸管理者等：千葉県(国土交通省水管理・国土保全局/水産庁)

② 海岸漂着物の状況

台風が頻発する時期にあっては、利根川上流域で流出した流木・灌木等が特に多く漂着する。

③ 海岸の概要

(ア) 自然的条件

- ・水郷筑波国定公園

- ・県指定銚子鳥獣保護区

(イ) 社会的条件 (海岸の利用状況)

- ・日本の渚百選「犬吠埼君ヶ浜海岸」 (国土交通省)

- ・海水浴場「海鹿島」、「長崎」

- ・サーフポイント「君ヶ浜」

- ・漁業権設定 (海藻類、貝類など)



(令和元年10月)



(令和2年6月)

図 6－2 重点区域の様子 (铫子市)

(2) 館山市

【海岸名】船形海岸、船形漁港、館山海岸、沖ノ島、見物漁港、波左間漁港、坂田海岸、平砂浦海岸、相浜海岸
 L=約17,500m



図 6-3 重点区域位置図（館山市）

- ① 海岸管理者等：千葉県（国土交通省水管理・国土保全局/国土交通省港湾局／水産庁）、館山市（公園）
- ② 海岸漂着の状況
一年を通して、流竹木が多く漂着する。
- ③ 海岸の概要
 - (ア) 自然的条件
 - ・南房総国定公園
 - ・県指定神戸鳥獣保護区【相浜海岸】
 - ・特定植物群落「沖ノ島の植生」（環境省）【沖ノ島】
 - (イ) 社会的条件（海岸の利用状況）
 - ・日本の夕陽百選「北条海岸」【船形海岸・船形漁港・館山海岸】
(NPO 法人日本列島夕陽と朝日の郷づくり協会選定)
 - ・白砂青松百選「平砂浦海岸」（社団法人日本の松の緑を守る会選定）
 - ・海水浴場「北条」、「新井」【館山海岸】、「沖ノ島」【沖ノ島】、
「波左間」【波左間漁港】、
 - ・サーフポイント「巴」【相浜海岸】、「旧館山ファミリーパーク前」他【平砂浦海岸】
 - ・漁業権設定（海藻類、貝類、あじ小型定置など）



図 6-4 重点区域の様子（館山市）（令和元年9月）

(3) 木更津市

【海岸名】木更津海岸（畔戸地区） L=約2,000m



図6-5 重点区域位置図（木更津市）

- ① 海岸管理者：千葉県（国土交通省水管理・国土保全局）
- ② 海岸漂着物の状況
 - ・木更津海岸は、小櫃川河口に位置するため、1年を通じて流竹木が多く漂着する。その他にも、ビン、缶、ペットボトル、タイヤ等も漂着する。
 - ・地球温暖化の影響もあってか、年々、砂浜が浸食され、生育している樹木の倒木が多く見られる。
- ③ 海岸の概要
 - (ア) 自然的条件
 - ・特定植物群落「小櫃川河口の塩湿地群落」（環境省）
 - (イ) 社会的条件（海岸の利用状況）
 - ・潮干狩場「久津間海岸」
 - ・漁業権設定（海藻類、貝類、雑魚すだてなど）
 - ・沖合での漁業権設定（ノリ養殖）



図6-6 重点区域の様子（木更津市）
(令和2年5月)

(4) 旭市

【海岸名】旭海岸、飯岡海岸 L=約 18,000 m



図 6-7 重点区域位置図 (旭市)

- ① 海岸管理者：千葉県（国土交通省水管理・国土保全局）
- ② 海岸漂着物の状況
平成27年の豪雨で飯岡海岸に枯れ枝が多く漂着した。
市内のほぼ全域で1年を通じて流竹木や投棄ごみ等が漂着する。
- ③ 海岸の概要
 - (ア) 自然的条件
 - ・県立九十九里自然公園
 - (イ) 社会的条件（海岸の利用状況）
 - ・日本の渚百選「九十九里海岸」（国土交通省）
 - ・白砂青松百選「九十九里海岸」（社団法人日本の松の緑を守る会選定）
 - ・海水浴場「飯岡」【飯岡海岸】、「矢指ヶ浦」【旭海岸】
 - ・サーフポイント「飯岡荘前」他【飯岡海岸】、「椎名内」、「かんぽ前」他【旭海岸】
 - ・漁業権設定（貝類、イセエビなど）



(令和2年5月)



(令和3年7月)

図 6-8 重点区域の様子 (旭市)

(5) 鴨川市

【海岸名】東条・広場東海岸、前原横渚海岸、鴨川漁港 L=約 5, 000 m



図 6－9 重点区域位置図 (鴨川市)

- ① 海岸管理者等：千葉県（国土交通省水管理・国土保全局／水産庁）
- ② 海岸漂着物の状況
1年を通して流竹木や海藻類・空き缶・ペットボトル等が漂着する。
また、台風時には、特に多く漂着し、被害が大きくなる。
- ③ 海岸の概要
 - (ア) 自然的条件
 - ・南房総国定公園
 - (イ) 社会的条件（海岸の利用状況）
 - ・日本の渚百選「前原・横渚海岸」（国土交通省）
 - ・白砂青松百選「東条海岸」（社団法人日本の松の緑を守る会選定）
 - ・海水浴場「前原」
 - ・サーフポイント「マルキ」、「グランド下」他
 - ・漁業権設定（海草類、貝類、ブリ定置など）



図 6－10 重点区域の様子 (鴨川市)
(令和元年 10月)

(6) 富津市

【海岸名】富津海岸、富津漁港 L=約6,500m



図6-11 重点区域位置図（富津市）

- ① 海岸管理者等：千葉県（国土交通省水管理・国土保全局／水産庁）
- ② 海岸漂着物の状況
 - ・一年を通して流竹木が漂着する。
また、富津海岸の南側では、海藻類等の自然物やペットボトルや瓶、サンダル等の生活ごみも多く漂着する。
 - ・令和元年度9月の台風では、多くの流竹木が漂着した。
- ③ 海岸の概要
 - (ア) 自然的条件
 - ・南房総国定公園
 - ・県指定富津岬鳥獣保護区【漁港を除く】
 - ・県指定天然記念物「富津州海浜植物群落地」
 - ・特定植物群落「富津の海岸草原」（環境省）
 - (イ) 社会的条件（海岸の利用状況）
 - ・白砂青松百選「富津岬」（社団法人日本の松の緑を守る会選定）
 - ・海水浴場「富津」
 - ・潮干狩場「富津海岸」
 - ・漁業権設定（海藻類、貝類、ノリ養殖など）

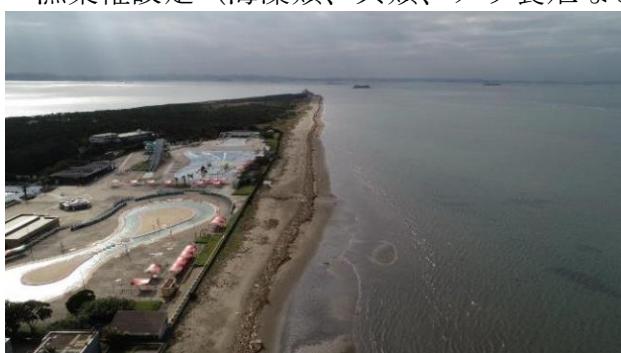


図6-12 重点区域の様子（富津市）
(令和元年11月)

(7-1) 南房総市 (外房)

【海岸名】 花園海岸、白浜海岸（滝口地区・根本地区）、和田海岸（和田浦地区）、千倉海岸（瀬戸地区）、乙浜漁港、名倉漁港、川下漁港、白浜西部漁港

L = 約 14, 000 m



図 6-13 重点区域位置図 (南房総市)

- ① 海岸管理者等 : 千葉県 (国土交通省水管理・国土保全局／水産庁)
南房総市 (名倉漁港、川下漁港、白浜西部漁港) (水産庁)
- ② 海岸漂着物の状況
時化の時や、強風時に流竹木やペットボトル、発泡スチロールなどが多く漂着する。
また、台風のあとには、磯から根が剥がれた海藻が、特に多く漂着する。
- ③ 海岸の概要
 - (ア) 自然的条件
南房総国定公園
 - (イ) 社会的条件 (海岸の利用状況)
 - ・海水浴場「和田浦」「瀬戸浜」「南千倉」「塩浦」「名倉」「根本」
 - ・サーフポイント「若干葉荘」「千倉」など
 - ・漁業権設定 (海藻類、イセエビ、ひらめ固定式刺し網、あじ小型定置など)

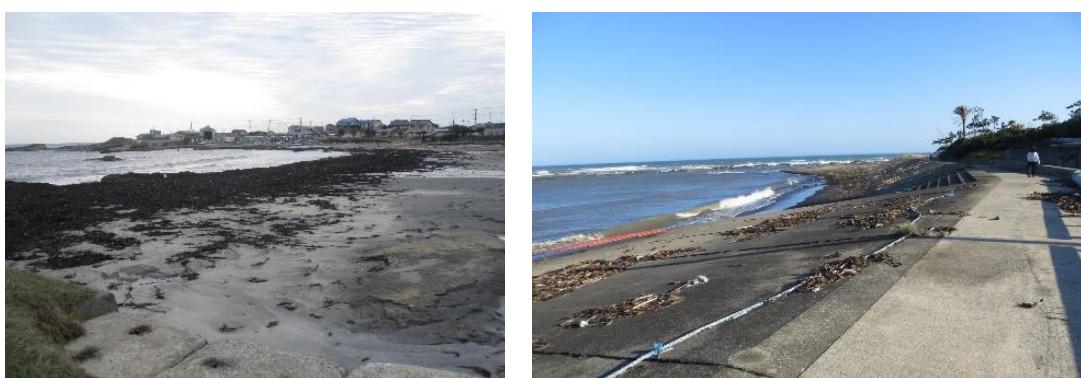


図 6-14 重点区域の様子 (南房総市)
(平成30年10月)

(7-2) 南房総市(内房)

【海岸名】富山海岸(岩井地区)、高崎漁港、富浦海岸(坂本地区・新宿地区)、富浦漁港

L=約6,000m



図6-15 重点区域位置図(南房総市)

- ① 海岸管理者等：千葉県（国土交通省水管部・国土保全局）
南房総市（高崎漁港、富浦漁港）（水産庁）
- ② 海岸漂着物の状況
富山海岸は、岩井川河口に位置するため、年間を通して流竹木が多く漂着する。
富浦海岸は、岡本川河口に位置するため、年間を通して流竹木が多く漂着する。
また、強風時には、ペットボトルや発泡スチロールなどが多く漂着する。
- ③ 海岸の概要
 - (ア) 自然的条件
南房総国定公園
 - (イ) 社会的条件（海岸の利用状況）
 - ・海水浴場「多田良北浜」「原岡」「豊岡」「岩井」
 - ・漁業権設定（海藻類、くるまえび固定式刺し網、あわび垂下式養殖、あじ定置など）



図6-16 重点区域の様子(南房総市)
(令和元年10月)

(8) 山武市

【海岸名】殿下海岸、中下海岸、南浜海岸、小松海岸、白幡・井之内海岸、本須賀海岸
 L=約8, 000m



図6-17 重点区域位置図（山武市）

- ① 海岸管理者：千葉県（国土交通省水管理・国土保全局）
- ② 海岸漂着物の状況
 - ・竹や流木等が1年間を通じて多く漂着する。
また、プラスチックごみ（バケツ、ペットボトル、漁網等）も多い。
 - ・5月～8月の間には、海藻が多く漂着する。
- ③ 海岸の概要
 - (ア) 自然的条件
 - ・県立九十九里自然公園
 - ・国際環境認証ブルーフラッグ2020「本須賀海水浴場」(FEE Japan)
 - (イ) 社会的条件（海岸の利用状況）
 - ・日本の渚百選「九十九里海岸」（国土交通省）
 - ・白砂青松百選「九十九里海岸」（社団法人日本の松の緑を守る会選定）
 - ・海水浴場「本須賀」「白幡・井之内」「小松」「中下」「殿下」
 - ・サーフポイント「本須賀」
 - ・漁業権設定（貝類、あじ地びき網など）



図6-18 重点区域の様子（山武市）
 (令和2年5月)

(9) いすみ市

【海岸名】日在浦海岸、和泉浦海岸、太東海岸の一部

L=約5,000m



図6-19 重点区域位置図（いすみ市）

- ① 海岸管理者：千葉県(国土交通省水管理・国土保全局)
- ② 海岸漂着物の状況
 - ・日在浦海岸～太東海岸の一部にかけては、1年を通して流竹木、カン、ペットボトル、プラスチック製買い物袋（レジ袋）が多く漂着する。また、8月頃には海藻が多く漂着する。
 - ・令和元年9月、10月の台風では、流竹木、海藻、漁具等のごみが多く漂着した。
- ③ 海岸の概要
 - (ア) 自然的条件
 - ・南房総国定公園
 - ・県指定夷隅鳥獣保護区
 - ・国指定天然記念物「太東海岸植物群落」
 - (イ) 社会的条件（海岸の利用状況）
 - ・海水浴場「大原」
 - ・サーフポイント「夷隅」、「大原海水浴場」他
 - ・漁業権設定（海草類、貝類、イセエビなど）



図6-20 重点区域の様子（いすみ市）
(令和元年11月)

(10) 大網白里市

【海岸名】白里海岸 L=約3, 200m



図6-21 重点区域位置図（大網白里市）

- ① 海岸管理者：千葉県(国土交通省水管理・国土保全局)
- ② 海岸漂着物の状況
 - ・白里海岸では、通年可燃ごみ、カン、ビン等の生活系ごみや草木等の自然物が多数漂着する。
 - ・令和2年9月に発生した台風15号では、上記に加え流竹木等が多数漂着した。
- ③ 海岸の概要
 - (ア) 自然的条件
 - ・県立九十九里自然公園
 - (イ) 社会的条件（海岸の利用状況）
 - ・日本の渚百選「九十九里海岸」（国土交通省）
 - ・白砂青松百選「九十九里海岸」（社団法人日本の松の緑を守る会選定）
 - ・海水浴場「白里」
 - ・サーフポイント「白里」
 - ・漁業権設定（貝類、あじ地びき網など）



図6-22 重点区域の様子（大網白里市）
(令和2年7月)

(11) 九十九里町

【海岸名】作田海岸、片貝漁港、片貝海岸、不動堂海岸

L = 約 6,700 m



図 6-23 重点区域位置図（九十九里町）

① 海岸管理者等：千葉県(国土交通省水管部・国土保全局／水産庁)

② 海岸漂着物の状況

九十九里町は太平洋に面し、2つの河川に挟まれていることにより、年間を通じて海岸全域に流竹木が多く漂着する。

③ 海岸の概要

(ア) 自然的条件

- ・県立九十九里自然公園

(イ) 社会的条件（海岸の利用状況）

- ・日本の渚百選「九十九里海岸」（国土交通省）
- ・白砂青松百選「九十九里海岸」（社団法人日本の松の緑を守る会選定）
- ・海水浴場「片貝」、「不動堂」、「作田」、「真亀」
- ・サーフポイント「作田」「片貝漁港」など
- ・漁業権設定（貝類、あじ地びき網など）



図 6-24 重点区域の様子（九十九里町）
(令和2年3月)

【海岸名】尾垂海岸、木戸浜海岸、栗山川漁港、屋形海岸 L=約4,200m



図6-25 重点区域位置図（横芝光町）

- ① 海岸管理者等：千葉県（国土交通省水管理・国土保全局／水産庁）
- ② 海岸漂着物の状況
尾垂海岸、屋形海岸は、河口に近接しているため、流竹木が多く漂着する。
- ③ 海岸の概要
 - (ア) 自然的条件
 - ・県立九十九里自然公園
 - ・特定植物群落「九十九里浜の中央北部の砂丘群落」（環境省）
 - (イ) 社会的条件（海岸の利用状況）
 - ・日本の渚百選「九十九里海岸」（国土交通省）
 - ・白砂青松百選「九十九里海岸」（社団法人日本の松の緑を守る会選定）
 - ・海水浴場「屋形」
 - ・サーフポイント「屋形」
 - ・漁業権設定（貝類・あじ地びき網など）



図6-26 重点区域の様子（横芝光町）
(令和元年7月)

(13) 一宮町

【海岸名】一宮海岸、東浪見海岸、釣ヶ崎海岸 L=約5, 900m



図6-27 重点区域位置図（一宮町）

- ① 海岸管理者：千葉県（国土交通省水管理・国土保全局）
- ② 海岸漂着物の状況
 - ・一宮海岸～釣ヶ崎海岸にかけては、1年を通して流竹木が多く漂着する。
 - ・生物の死骸が漂着することもある。
- ③ 海岸の概要
 - (ア) 自然的条件
 - ・県立九十九里自然公園
 - (イ) 社会的条件（海岸の利用状況）
 - ・日本の渚百選「九十九里海岸」（国土交通省）
 - ・白砂青松百選「九十九里海岸」（社団法人日本の松の緑を守る会）
 - ・海水浴場「一宮」
 - ・サーフポイント「一宮」、「東浪見」、「志田下」
 - ・漁業権設定（貝類など）



図6-28 重点区域の様子（一宮町）
(令和元年11月)

(14) 長生村

【海岸名】 一松海岸 L=約3,900m



図6-29 重点区域位置図（長生村）

- ① 海岸管理者等：千葉県（国土交通省水管理・国土保全局）
- ② 海岸漂着物の状況
 - ・一宮川の河口があること等から、年間を通じて流竹木や一般ごみが多数漂着する。
 - ・8月下旬から10月は台風や大雨により流竹木や一般ごみが漂着する。
- ③ 海岸の概要
 - (ア) 自然的条件
 - ・県立九十九里自然公園
 - ・ハマヒルガオの群落
 - (イ) 社会的条件（海岸の利用状況）
 - ・海水浴場「一松」
 - ・サーフポイント「一松」
 - ・漁業権設定（青海苔、地曳網など）



（令和2年8月）



（令和4年9月）

図6-30 重点区域の様子（長生村）

(15) 白子町

【海岸名】 白子海岸 L=約6,000m



図6-31 重点区域位置図（白子町）

- ① 海岸管理者：千葉県（国土交通省水管理・国土保全局）
- ② 海岸漂着物の状況
荆金海岸、古所海岸は河口に位置にするため、1年を通して流竹木が多く漂着する。
- ③ 海岸の概要
 - (ア) 自然的条件
 - ・県立九十九里自然公園
 - ・県指定南白亀川河口鳥獣保護区【北部のみ】
 - (イ) 社会的条件（海岸の利用状況）
 - ・日本の渚百選「九十九里海岸」（国土交通省）
 - ・白砂青松百選「九十九里海岸」（社団法人日本の松の緑を守る会）
 - ・海水浴場「白子（古所・中里）」
 - ・サーフポイント「白子」、「中里」
 - ・漁業権設定（貝類など）



図6-32 重点区域の様子（白子町）
(令和2年5月)

【海岸名】御宿海岸 L=約1,500m



図6-33 重点区域位置図（御宿町）

- ① 海岸管理者等：千葉県（国土交通省水管理・国土保全局）、
御宿町（御宿岩和田漁港）（水産庁）
- ② 海岸漂着物の状況
 - ・春から秋にかけて海藻類が漂着する。
 - ・8月下旬から10月は台風や大雨により流竹木や一般ごみが漂着する。
- ③ 海岸の概要
 - (ア) 自然的条件
 - ・南房総国定公園
 - ・県指定夷隅鳥獣保護区
 - (イ) 社会的条件（海岸の利用状況）
 - ・海水浴場「岩和田」、「中央」、「浜」
 - ・サーフポイント「浦仲」他
 - ・漁業権設定（海草類、貝類、イセエビなど）



（平成29年10月）



（平成29年11月）

図6-34 重点区域の様子（御宿町）

【海岸名】保田海岸、保田漁港、勝山漁港 L=約3,400m

- ① 海岸管理者等：千葉県（国土交通省水管理・国土保全局／水産庁）
- ② 海岸漂着物の状況
 - ・保田川、佐久間川の河口があること等から、年間を通じて流竹木や一般ごみが多数漂着する。
 - ・8月下旬から10月は台風や大雨により流竹木や一般ごみが漂着する。
- ③ 海岸の概要
 - (ア) 自然的条件
 - ・南房総国定公園
 - (イ) 社会的条件（海岸の利用状況）
 - ・海水浴場
「元名」、「保田」、「大六」【保田海岸】
 - 「鰯ヶ浦」【保田漁港】
 - 「勝山」【勝山漁港】
 - ・漁業権設定
(イセエビ、海藻類、貝類など)



図6-35 重点区域位置図（鋸南町）



図6-36 重点区域の様子（鋸南町）（令和4年9月）



図7 重点区域位置図

4. 重点区域における海岸漂着物対策の内容

海岸漂着物処理推進法に基づく国の財政措置に応じて、各重点区域の実状を考慮した海岸漂着物等の回収処理を優先的に実施するとともに、発生抑制対策及び普及啓発等を行う。

各重点区域において、県、海岸管理者等、市町村及び関係者等が協力し、必要に応じ連絡会を開催して連絡調整を行い、下記の事項について具体的な計画を作成する。

(1) 海岸漂着物等の処理に関する事項

海岸の自然的・社会的条件等を勘案し、地域における海岸漂着物等の処理の主体、処理の方法、時期や頻度等について具体的に記載する。

処理に関する事項の検討に際しては、海岸管理、海岸利用等に支障を生じないよう配慮する。

(2) 海岸漂着物等の発生抑制に関する事項

重点区域における海岸漂着物等の発生抑制のために地域の関係者が実施する対策について、実施主体、内容、時期等を具体的に記載する。

対策の検討に際しては、河川管理や農林水産業等に支障を生じないよう配慮するとともに、土地の所有者等の理解を得ながら実施するよう努める。

(3) 環境学習又は普及啓発に関する事項

重点区域における海岸漂着物の処理や発生抑制のための地域住民に対する環境学習や広報等の普及啓発の推進の方策について、実施主体、内容、時期等を具体的に記載する。

用語の解説

※1 海岸漂着物

海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物

※2 海岸管理者等

海岸法第2条第3項の海岸管理者及び他の法令の規定により施設の管理を行うものであって、その権原に基づき、又は他の法令の規定に基づいて国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地を管理する者をいう。

※3 海岸漂着物等

海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物並びに漂流ごみ等

※4 マイクロプラスチック

微細なプラスチック類のこと。一般に5mm以下のものをいう。含有・吸着する化学物質が食物連鎖中に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されている。

※5 漂流ごみ等

沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物

※6 3R（スリーアール）

Reduce（リデュース）：ごみの発生抑制

Reuse（リユース）：ごみの再利用

Recycle（リサイクル）：ごみの再生利用

※7 海岸保全施設

海岸保全区域内にある、堤防・突堤・護岸・胸壁・離岸堤・砂浜その他海水の侵入または海水による浸食を防止するための施設をいう。

※8 環境学習

環境を学ぶという意味を表す言葉として、「環境教育」と「環境学習」があるが、両者に厳密な区分はなく、一般的には同義に使われている。

県では、県民一人ひとりが自ら学ぶことの重要性を踏まえ、環境教育と環境学習の総称として、「環境学習」という、言葉を使用している。

※9 千葉県河川海岸アダプトプログラム

一定区間の公共の場所において市民団体や企業が美化活動（清掃）を行い、行政がこれを支援する制度。道路や河川など公共の場所の一定区間が、住民と企業によって、愛情と責任をもって清掃美化されることから、「アダプト（養子にする）」にたとえられている。

H P : <https://www.pref.chiba.lg.jp/kakan/kendo/adapt/index.html>

※10 循環型社会

製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

※11 循環的な利用

再使用、再利用及び熱回収をいう。

※12 循環資源

廃棄物等のうち有用なものをいう。